信玄全集

十九

ケ5
68
39

信玄全集末書上巻之十九

一 異本 軍法相伝之定乃事
二 同 軍法序之事
三 同 城取心法相傳之事
四 同 撰地形事
五 同 縄張之事
六 同 城取之事
七 同 虎口之事
八 同 蔀幕之事
九 同 塀形櫓之

雑記

十　異本サウセイ 雑別之事

十一　同 武者分人数積(ツモリ)之事

十二　同 高名不覚之事

十三　同 夜軍之事

十四　馬とりの七ヶ条の事

十五　異本 夜戦

十六　同 夜軍ニ可用出立捐子二ヶ条のこと

十七　同 夜軍不可出前方可戸閉軍法又ヶ条のこと

十八　同 始て追敵ニ一二三日追の事

十九　同 夜軍ニ不可出物見二ヶ条のこと

廿　同 夜軍ニ出る前方武略のこと

廿一　同 夜軍の法九ヶ条の事

廿二　同 夜戦

廿三　同 夜軍用法

廿四　敵の陣へ入て夜戦ニわかるゝ作法九ヶ条のこと

廿五　異本 夜ち敵国深く働きに入夜討夜軍志らけらまぎるゝ作法十ヶ条の事

廿六　夜軍夜討夜ぬけのこと二ヶ条付異本夜ちのこと

廿七　覆伏七ヶ条の事

廿八　異本 宿戦之事

廿九　震兵といふ事

三十　伏兵の事

三十一　伏兵ハ有無を知ル八ヶ条の事

卅二　山林村里険阻林木を伏蔵の所かわり

卅三　ハ有無をさぐる謀功八ヶ条ある事

卅四　震兵の有無を知る心得八ヶ条ある事

卅五　他国へ働入る時ハ其国の絵図ニ居きべし

卅六　城先陣のおとろへを述二ヶ条の事

卅七　異本 川戦

卅六　川を前ニ當て防敵八ヶ条ある事

卅七　河を越て戦ふ成功八ヶ条ある事

卅八　異本 敵火自焼

卅九　敵火を用ひ述八ヶ条ある事

四十　對陣の術或ハ籠城の時後軍掛りて兵粮或
後も成功三ヶ条乃事

四十一　異本トキ ユエ 鬨聲

四十二　日 戦の時ときの聲を揚ぐ述七ヶ条の事

四十三　日 八字之事

四十四　日 大将八境界なる事

四十五　日 十過之事

四十六　異本 又敵の事
四十七曰　又姓人之事
四十八曰　賞罰の〻
四十九曰　用恩
五十曰　大将五用之事
五十一曰　大将又恩之事
五十二曰　用間（ヨウカン）行人（カウジン）之法の事
五十三曰　五間之分
五十四曰　五間之事
五十五曰　行人
五十六　七字の事
五十七　一字の事
五十八　異本 隠し兵ふ三ケ条の事
五十九曰　微之と責るゝ計策三ケ条ある事
六十曰　人用捨
六十一曰　将ニ可用人又人
六十二曰　将ニ不用人又人
六十三曰　主不将して不可役人
六十四曰　逆風逆雨の事
六十五曰　退逃

六十六　異本 足之挫
六十七　日 勝関
六十八　日 首對面儀式
六十九　日 頸實撿見知儀式
七十　日 勝関夜行作法儀式
七十一　日 首送り作法の事

信玄全集末書上巻之十九　雜記

○一　異本 軍法相傳之定之事
一　向志之不定而雜學之人不可妄讀事
一　其人真實無私者於兵法之志不可妄談事
一　講釋一日不可過十ケ條付師傳之外私之見解不可説事
○二　異本 軍法序之事
夫軍法ト云ハ士ノ法也孫子ガ曰兵者國之大事死生之地存亡之道不可不察ト云兵ト云ハ士ヲサシテ云天地ノ間ニスムモノ衣食住ノ

三カケテハ叶カタシ或ハ田ヲカヘシ或ハ蠶ヲ
ヤシナイ衣食ヲ調ルヲ農人ト云其器ヲコ
シラヘ家ヲツクリ居ヲ安クスルヲ工人ト云
器ヲハ農人ニクハリ食ヲ工人ニアタヘ是ヲ持
者コヒテ世ヲ渡ルモノヲ商人ト云是ヲ三
寳ト云也農其ハ国ニ盛ナレハ食タリ工其ハ
国ニ盛ナレハ器タリ商其ハ國ニ盛ナレハ宝タル
ガユヘナリ然𪜈国ニ守護ナキトキハタカヤサス
シテ喰エセスシテ家ニヨリアタイナクシテ宝
ヲウハイ三民ヲミタル邪ナルモノ出来ル是
ヲ盗人ト云其盗人ヲ征罰シテ泰平ノ世トナ

ス役ノヘヲ名付テ士ト云也士農工商ノ四民
是也此士ノ内ニモ上中下アリ上ハ主中ハ将下
ハ士ノ三段也国守道アレハ将士作法正シク其
役々ノツトメヲコタラス三宝盛ニシテ国冨衣
食タレルニヨリ民生國存スル也将士作法アシ
ケレハ家職ノ守リヲウシナイ三宝其ハ時ヲ失
フユヘニ国衰衣食トホシケレハ民死シ国亡也
故ニ兵者死生存亡ノカヽルトコロ国ノ大事也ト
云也サレハ兵法ハ国家護持ノ作法天下ノ大道
也然ルヲ兵法ト云名アルユヘニ戦ノ起リタルト
キハカリノ事ト心得或ハ孫子ニ兵ハ詭道ナリ

トアルヲアシク心得テ真實ノ道ニアラスト思ヘリ是大ナル誤也常ニアラズンハイカテ敵ニ随テ轉化スルコトヲエン孫子云トコロハ詭モ道ナリト云義也大道ハ方円曲直尽ニ道也元来好悪人我ノ情ナシ真實ノ道理ニアラスンハナンソ国家ヲ護持スル事ヲヘンや如此誤ル人ニ兵法真實ノ大道ヲ説テ其理ヲハキトシラシメンタメニ師ノ傳義ヲ取ゝ書アラハシ常ニ工夫シテ邪路ニ入ル事ナカレ

◯三 同 城取心法相傳之事

私曰道ヲ行(オコナハン)ニト思モノハ能方円ノ道理ニカナヘイ

神心ノ曲尺(カネ)ヲハツサス當然ノ理ニマカセテ事ニ随テ無為ナルヘシ是本分ノ道也然ニ士タルモノ如何ナルヲカ當然ノ用ト可思トナラハ能職ヲシリツケ三民ヲ守護シ国ヲ安泰ニナスヘキコト是家職ナレハ當然ノ用也能国家ヲ安全ニ守ラムトナラハ賊ハ外ヨリ不来先内ヲ能治ルヲ以テハシメトス内ヲ能治ノ本ハ城取也但城取トイヘハ堀ヲホリ土居ヲ築キ堅固ヲ用ルハカリヲ城ト云ニアラス　先を云主将たる人敵の不意をまれこゝろ事を慈て居所よ合をと入へくるゝと依よらんりかり化感陽交よるうたくしむとりよ人へわりし

仁世よわたる人あるなりよわくぞ源頼朝公ハ民
力の労といふよ及て鎌倉に城ありく居営構へ居
給ひつまりしとぞ既に工作とや柳今城それを営ミ
とゞ墓るうりとわれん沿城郭を觀ふ四又天人方の
城形をも一二里の地を築く心のうつゝまでよ繋ぎ
おしてそ天下国家の治指我身の諸用ハ聖学
をつとむへし日々中興すぐる士ハ此ノ学の内よ
て大形武藝ハ習ひぼくしつかりよし代ハ一藝
よ一生をもそまうむとときらるす藝りよく天下
国家とおさめんといふ一藝師のわるくとおしそ
なり

天下ハ天下ノ城トシ国ヲ城トシ一家の民ハ家ヲ
城トシ一人ノトキハ其身ヲ城トナス也身ヲ修
レハ家斉家トヽノヲレハ国治リ国治レハ天下泰
平也其作法大ヨリ小ニイタルニテサラニ差別
ナシ天地ノ間ニアリトアラユルモノハ何モ一理ヨ
リ生ス方円神心ノ外別ニ作法ナケレハ也如何ナ
ルヲカ方円トスルトナレハ大ニトリテ是ヲイフトキ
ハ天地ノ作法也如何ヲカ神心ノ曲尺トスルトナレハ
神心ハ一理也一理ヨリ天地開ケ万物出来万物
亦一理ニ帰ス小ニトリテコレヲイフ時ハ一理ハ心性
ナリ心性有テ形出来形出来テ心意識有形

ヲフレテ心性一理ニ帰ス大小ノ作法差別ナシト
云此所也天地未開以前ハ色形ナク言説ナク
善悪ナク虚空ノコトシ是一理也此一理静ナル
トコロヲ陰ト云其動トコロヲ陽ト云陰陽ノ分ツ
トコロアレハ清濁ノ二ツアラフハル清ルモノハ軽シノボ
リテ天トナル濁モノハ重シトヽコリテ地トナル是
天地ノヒラクル所也天トナリ地ト隔ルトイヘトモ一
理ヨリ生スルニヨリテ雨露ハ下リ地之氣ハノボ
ル中ニテ陰陽和合シテ万物トナル其陰陽ノ氣
ヲウクルトコロニ過不及アルニヨリテ万物品々ワカ
ツトコロ有二之氣等分ニウクルモノハ人トナルコレニ

ヨッテ人ヲ万物ノ長トシ天人地ノ三才ト云也
其人出来レハ前アリ後有左有右アリ前ヲ
南トシ後ヲ北トシ左ヲ東トシ右ヲ西トス是
ヲ方ト云前後左右各陰陽有東南ノスミ
ヲ巽トシ南西ヲ坤ト云西北ヲ乾トシ北東ヲ
艮ト云如此天ヲイタヽキ地ヲフム又一四相ト
ナルヲ四ト云是天地ノ方四也天地未開以前
ヲ空劫ト云天地出来初ルトコロヲ成劫トスス
テニ現在シテ唯今ノ所ヲ住劫ト云亦年數ツキ
テ天地モヤフルヽ時節アル所ヲ壊劫ト云空劫
ヨリ生シテ壊劫ニ死亦モトノ空劫トナルシカレハ

成住壊ノ三段ハ假ニ動クトコロニシテ其ハ本體ハ
空劫也此空劫ヨリ天地モ生シ万物モ出来ル一
理ヨリ生シ一理ニ帰スト云此故也サレハ空劫ハ
天地ノ心也神心ノ曲尺ト云是也故ニ天下ノ主
ハ天下ヲ城トスト云ハ帝都ヲ本城トシ南北
東西ノ国ヲ二三ノ郭トシ天下ノ民ヲ四支トシ
テ前後左右ヲ守護ス其主心トナリテ其民
ヲ使コト心ノ四支ヲ使カコトクス其帝都ヲ中
国トシ南北東西ノ国ヲ分主中国ニ居城シテ諸
臣ヲ四方ノ国ヲ守ラシム是方円也主道ヲ行
テ衆ト好悪ヲ同シ其ツリアイ正シテ万人ノ

志ヲ一ニス是神心ノ曲尺人也一国一城ヲ守ル人
亦如此居城主トシテ我是ニ居人數ヲ四方ニ
分テ其境目ヲ守ラシムルハ方円也其道ヲ行ヒ
道理ニヨツテ是ヲ下知スルハ神心ノ曲尺ナリ城
ヲ取コト亦ヲナシ本城ハ主也心也二三郭ハ将士
也四支也本城ヲ其中ニトリ追手搦手左右ト
數五ニ起ルハ是方也其郭囲テ八方ヲシトムハ是
円也陰陽守成堅固繁昌四神相應其道理ニカ
ナフハ是神心ノ曲尺人也一家ノ民ニ一箇ノ人ハ是ヲナ
シ我心ヲ主トシテ中ニヲキ四支ヲ臣トシテ前後
左右ヲ守ル是ヲ方円ト云常ニ本心ニ安住シテ

物ニツナカレス進退動靜當然ノ理ニ随フ是ヲ
神心ノ曲尺ト云也是故ニ大ヨリ小ニイタルニテ方
円神心ノ曲尺ヲ用テ更ニ別法ナシト云也 師の云 口には
奇妙を説てとかれ唯藝のまさとしらくせ
よと云ふしば方円神心の曲尺ハちかづきも
藝ハさようのんはいハ十日九日りもたちやく
そしへて徹くのまてとられ仕やう世にて絶さる
ぼりしこ世よ

○四同 撰地形ヲ事

繁昌勝地 北高南低ク 南ニ長ク東西短ク東南
西ニ水有ヲ云 陰山陽山 防戦堅固 外ヨリ人數
ヲ出ニ敵ヲ防ニ便アル地形ヲ防戦堅固ノ地形トス
人數出入自由ナル城ヲ防戦堅固ノ城ト云
守成堅固 攻入ニ便ナキ地形ヲ守成堅固ノ地ト
云出入不自由ナル城ヲ守成堅固ノ城ト云
三段堅固 城堅固所堅固国堅固是ヲ三段ノ堅
固ト云亦曰天険也地険也人険也天険者本天之理迹
地険者因地之形人険者用人之力是三段之
険也

○五同 縄張之事

方円縄 分數縄 一城別郭別郭一城 陰陽
和合縄 城陽郭陰郭 陽城陰城 度量里數

称勝

○六同　城品々之事

平城　山城　陰城　陽城　陣城　付城取出

向城　屋敷構

○七同　虎口之事

陰虎口　陽虎口　内桝形　一二门　馬出　丸ニ近

雙虎口　陰シロ　切戸塀　馬屯　武者屯

桝形向虎口　門扉　脇金　挙城戸

○八同　蔀蔀之事

屏　櫓　土居一二三段　屋敷　植物　郭　郭外

ノ木竹　堀向ノ捨土コレヲキニノ

○八同　横矢之事

桝形　鉢　角落　屏風折　須逆

○九　桝形櫓之事

渡櫓　袖桝形　著倒櫓　橋桝形　水櫓

虎口向桝形八方七方六方五方四方三方正面

○十同　雑割　村云城取のしすハ未書城取乃巻ト云書除ス

攻略也

腰郭　堀　堀障子　内堀　外堀　堀内道

塁取　塁防　舟　廊下橋　引橋　不浄捨　隠流　塵落

武者走　犬走　内虎落　用水　水櫓井　水溜　外ヨリ来ル水是ヲキラフ

屏掛様　柱立様　覆仕様　壁下地仕様

大竹箇サニ　石撃棚　出扉　石落　櫓　柱立様

窓ノ鉄炮　煙遠慮　狭間　弓　鉄炮　石垣　石ナリニカヘ　クリ石ノヘヤウ

土居芝土居　タヽキ土居　土居敷　コウバイ土積

土臺　川ヨケ　堤ミキ　クリ石大小　土俵

○十一同　武者分人數積之事

私云武者分ト云ハ其品〻ヲ兼テ分定ルヲ云其品ヲ分定サレハ其手配ニ手間のトルユヘナリ

人數積ト云ハ其人數ノ大小上下如何程有ト云コトヲ積テ其主用ノ度量ヲ知ニタメナリ

士大将　足軽大将　与頭　武者奉行　籏奉行

鑓奉行　使武者　近習　外様　歩ノ武者

生虜武者　白歯者　小荷駄奉行備　文者

醫者　大工　金掘　忍　法華　雑兵都合

何千何萬人馬何匹　兵粮　糠　藁等何程

○十二同　高名不覚　私云高名不覚ト云ハ其働ノ邪正ヲ云テ其心カケニアヤマリナカラシメン為ナリ

先登　一番鑓　二番鑓　鑓下　鑓脇

崩ノ際　小返　場中ノ勝負　高名　組打

證　將ヲ討　後殿　將附　梟　味衆　コホレ

者　捨懸　病首　女首　作首　捨首　大鑓

見崩　友崩　裏崩

○十三同　出軍　私云　智將兵門ニ向ドキノ義式ヲ云ナリ

門出ノ祝　二種ノ肴　三種ノ肴　七足反閇

正

○十四　あるといふて七ヶ条の事

又百千代に迎合には左右代場深田なとの地形をよく知て入るを入るに要の迎とす事なり

一　敵ある時には見えは身方にさきさるかりてくはずうたこを場を見切りてめてみたり入るしかるに身方代るおそらへば地形と右にて身方の

左に勝あり

二　敵ある大にて身方あるかなくばその手を隠(タテ)してく可はかり右に備へ左に勝あるを左右に得とにて勝

三　敵あるかりくハその地形にしたがひ見かはるべくはその勢ゝ

四　懸るに引迎に出そめの懸るに又引にあしてうけ見るの引わり待ちて敵をひ方のはしる場へ引ても也極ハ身方二三の手を引付るためにまひ入て備の事と並中待ち中懸といふて心の進退といふ又是は表裏と云大合戦も妙術

五 時之虎口(コグチ) 是ハ敵多勢にして方々より兵を
関寄せ来たらん時の時に是ニ依るなり 斜逆茂
木の事

逆茂木の図

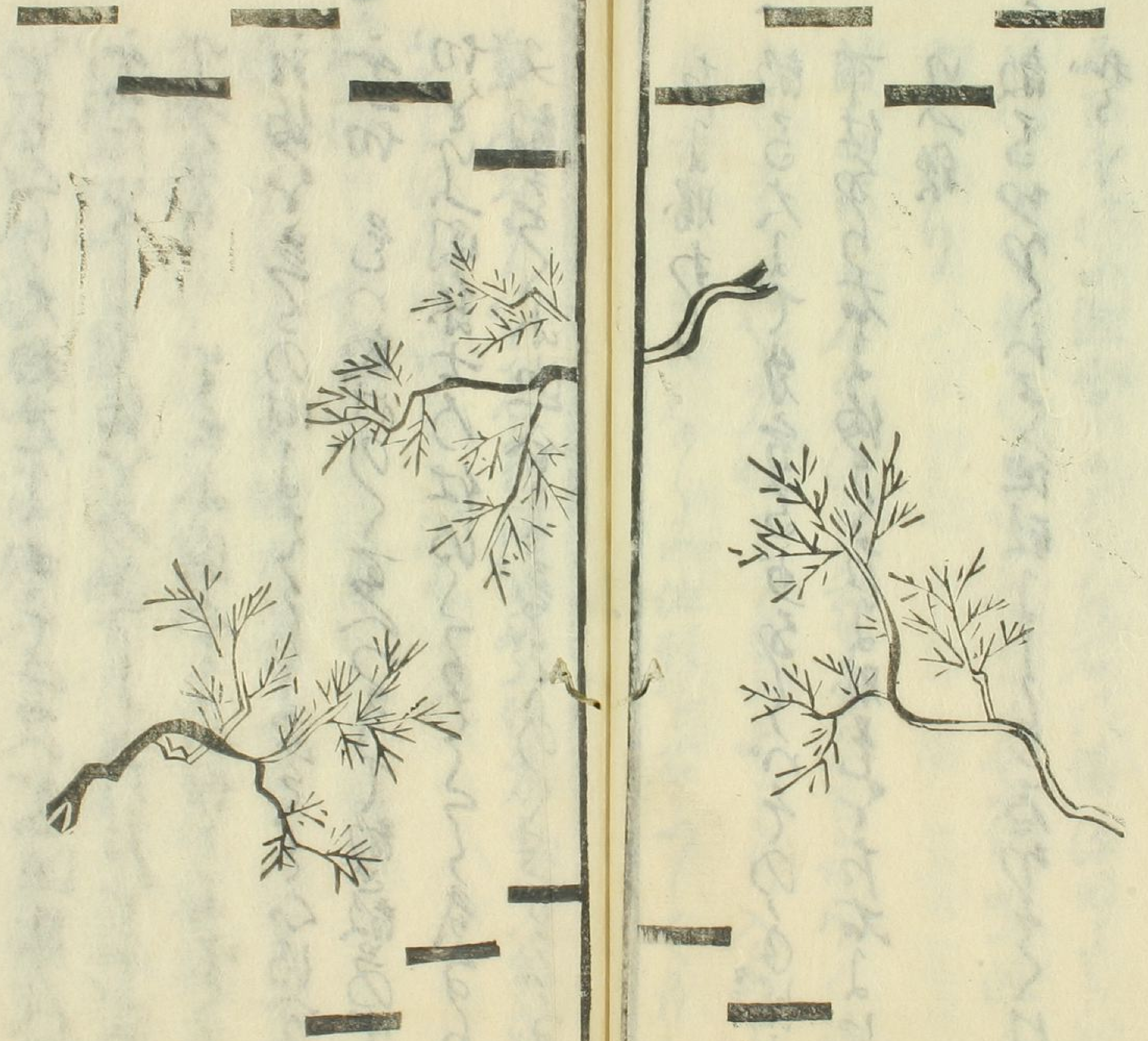

六 乗込物 信国の番手に成るべき物也 武者
敵の居城へ乗込手早に入り 又ハ降参に敵
方(ミカタ)の所を見立 乗込と云 甲州武田の士どもを
よく仕込たる物なり 故に陳皆代時々ん相見

七

ともし只は旗を押立て陣を取営するなり
異本 家込と云は敵我陣下或は陣下まで入て也本
て陣を取旗をたてんとするに兵法あり
しうしづしして押への旗とするくんば能なる哉よ
ともつづりて大物見にはおそろしへ家込新人あるを
家たまたしそら旗をみぶしして引取と家込と
いふなり　生云小迫合すれば切こみて陣を
取旗を立るの時はおそれ有とも心得へし寸
家切　是は敵我のく互へつきて敵と敵とすの中へ家込
切といふ関東士の仕形ともして或するなり敵
又敵あくは小迫合すれば東西の時出来るもの

五

草臥するを見て透間を家切勇方のあ我ある
るとにん人改討もちゐるとも又
異本 家切といふは敵はくのさいたる付敗軍ともるは大
勝くしましりて引取敵の力を味方の勇士大勝
十勝ばくだちりも能なるの行付其敵の只
と家切切し角ぶりて我下の者者は前へとをく
もちると家切といふ口伝なり　生云敗軍の敵
と家切のこまかしにて方まても敵の間を家切るなり也
異本 騎戦　私云騎戦ト云ハ馬上ノ戦ヲ云也
家込　家切　ルヲ入ルニハ左右ヲ用
ルカ牛トキハ味方左ヲ用　騎ヲフセクニハ逆義

正
本還土居ヲ用　各騎戦ノ法ナリ

○十五　夜戦

夜軍ハ大将の一代に一度欤二度か又三度ともあるべし心得て敵よりもせん方に損ハせぬ様なる夜軍をもあるべき也合戦ハ皆負も有けるき物なり敵ハ手にあらそふてとく撃捕ときやうなりと油心得の武功ものハうろく強盗のまぎるゝなりゆへに盗賊不覚堅にて用侍すし故に夜軍ハ我より抜群大敵の目図を押擦の時殊戦ハ人数ハ対く又ても剛散か老功か荒角合戦に勝つ

さる事なりされバ夜戦は大将へ乃時ハ忍びの敵の大利をうしなハん不案内の所ハ夜軍と知らくも討方に利あり故に敵の手ハ堅くも不勝といふ事なし去れバ何ぞ夜合戦と出さんや畢竟寝頭を探し寝首を催常に心聡学とまて戦場をく遠くすあらんや良将の不致所なり

○十六　夜軍ニ可出立様子二ヶ条のこと

一　上着ハ胴肩衣白き人多き事

二　指物ハさてもなき練どきハ武者ハ切甲あろうあるハ鉄も暗の袖に付ちぎを笠印或ハ雑

示しと云なり
生云袖下笠験の寸尺とは定りなし其時の品に
一致とすへし笠下は甲の一尺掛り腰巻より
まくりんをもしなるへし袖下のもくりんは冑
のねたの肩とするへし
○同十七 敵味方不知者茶問答之条
一 敵味方ハ働ハ敵なと討とらは首をとゑへきすた
拾りすへき事
二 たとへハ敵と切結ひたる首を引わかもとのあいだ
ゆらいはま敵とうらは一本ひまいたくさむ

三 引取時の道具までも敵地よりとるへき事
一 為負事
四 桐綱よくしてやすき事
又 桐綱指物にやすくすへき物にまきくわろきとしろきなる
わるへし
○同十八 敵軍敵討可仕時分二ケ条のうち
一 昭て逢敵は一二三日逢の事
昔如陳慶之伐魏也謂魏人遠来皆已疲
倦及其未集須挫其気是也卜云と
をも敵たは来首尾ことうてハ勝ッ口伝
二 大敵切をうらし出陣とならは法軍の気つかれ

退屈のことをうつへし

〇十九 同

一 将軍は可出兆見ん二ヶ条のこと

将軍可仕ハ先忠武ハ相見とも敵陣の

又ハ地形の陰陽或ハ敵の厚さ薄さ強弱の

はやうふけりけ田畑よく見とゞけ絶頂よりう

てあるし断案の事

二 敵着ハ又は前をいやし出る或ハ巳の病を察ハ

手そとその上あの計らし

〇廿 同 将軍ハ出る前すい戦略乃事

一 味方出入のこと

二 味方隙間の出ハ臆病大将の二心ある者はらに

のこ角と龍蛋城ハ又と右ハ始て二ツ三ツと志てめ

てワーをしして敵の来りて責ルハ更をとうなへ

し

三 引紐とかんせらく将軍を用ル事

〇廿一 同 将軍の法九ヶ条の事

一 厚くらけて薄からは偽

二 ひき軍の大将并ニてうちん出ハ松のある

三 鉄炮打せやうの事

四 要害合せ様のこと

五 一町一次の事右くそくの次の事

六 遣波のる旅馬小荷駄の次のこと

七 廻し候のこと
八 諸く位ざまりの候よく京のわつめ切さすのりと
武宮り色肉なりしまる事付ざまり候あり
魚其事
九 引敵味方の人数ま されすみをと攫ひ
あいとりまちて居もちてりのとす
右秘軍任指大すくのでし秘家もと云ハと絶
法続時ハたとへハ働あひと敵志りきりと云ちと
まて不案内の敵ハ切くれと敵味方の利運りか
ありのありる候ざまり集切まりりと武宮も
肉かりしまく備へしたとへハ士大将なりりと一

宜れ伐のかんとけさる森数ハ伝りなりひのなさ
敵是りえハ軍のあろし武上する事なられを謀り
密ふして不意に切りて討く也不勝と云
るるし師云秘軍の次ハ小宗氏康云川越の
秘合戦を大方学ふへし
右畏むの十巣ゐむの文云をおつてゐ合く理ハ皆同
しきりよりく是ままよ事得すと也
○異本九二 夜戦 私云夜戦ハ夜敵ト戦法也
夜軍出立 白上著 笠袖符 剣法 進退軽ヲ用 合言 道具
ヲトル 夜軍ノ時 堅約切捨 夜軍 物見 地利ノ
善悪 敵ノ厚薄 敵ヲコタルカ人ヲ照カ 営ノ

善悪　将ヲ重ズルカ

○異本弍三　夜軍用法

厚(アツキ)ヲ撃(ウテ)　薄ニ出　味方出入ヒカヘ軍(ゴ)　テウチニ

タイ一ツ　鉄炮放時有　関聲(トキノコヱ)発(ハツシ)様　悪馬(ビンバ)

約束之次　回(マハシ)備　一二三段ニ二リ　敵人一キレ来ル

ヲ可撰(エラム)　各夜戦之法也

生云正本と右の異本小書ハ又此ひくさかの

同様にあらそひありて理にかなふ異なるべし

正○弍四　敵国へ入て夜戦にあはざる法九ケ条

の事

一　敵国深く働き入ハ味方大軍たりといふともあなどり敵

小勢故に夜討夜軍をこのむ事大軍の法

にして其時ハ多人数あたとなりくれとなる

べき事必定なりこれによりて敵と対して

夜軍をとり[illegible]

二　夜軍の士大将評議をとげへ

方四方よりとりかこみ[illegible]わんとも[illegible]陣屋ハ

せよ法ハ方向よりまゐるべし[illegible]

生日是をかりやすの陣江法とハ平場[illegible]陣中[illegible]

わらひ物見も夜軍の物見に仕るべ

三　夜軍の士大将三人ハ昼乃戦ひにも一の先備に

用ゐ小身人くのさゆして老功とハ二の

見物を讓かせ、組とさる是敵城労さるの近

とりて組仕敵あひと寄堅さる事肝要

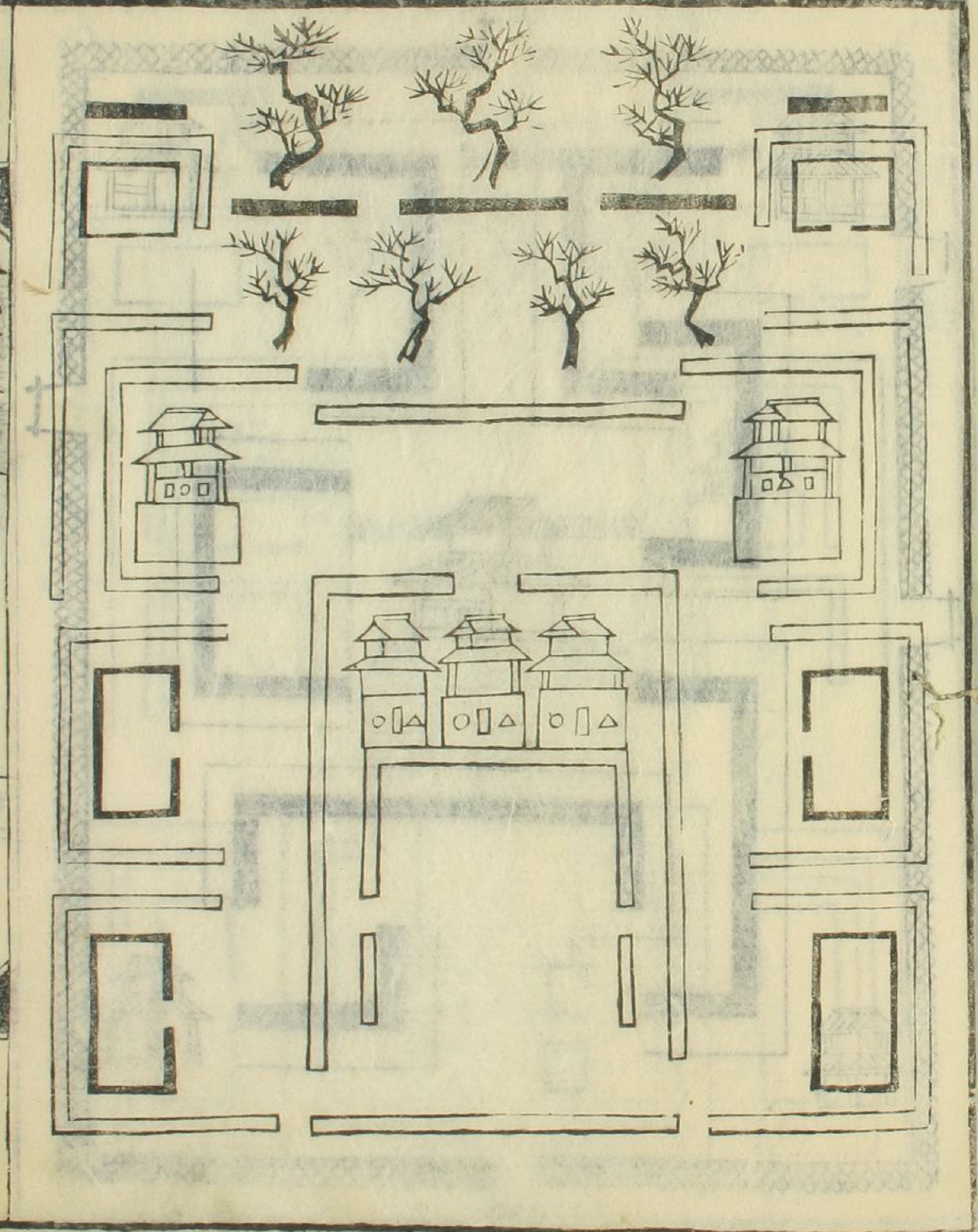

なり

四 執筆の作法大筆ハ右よりはおろしてやゝよる

小筆ハ右よりハ全ク隠密なり

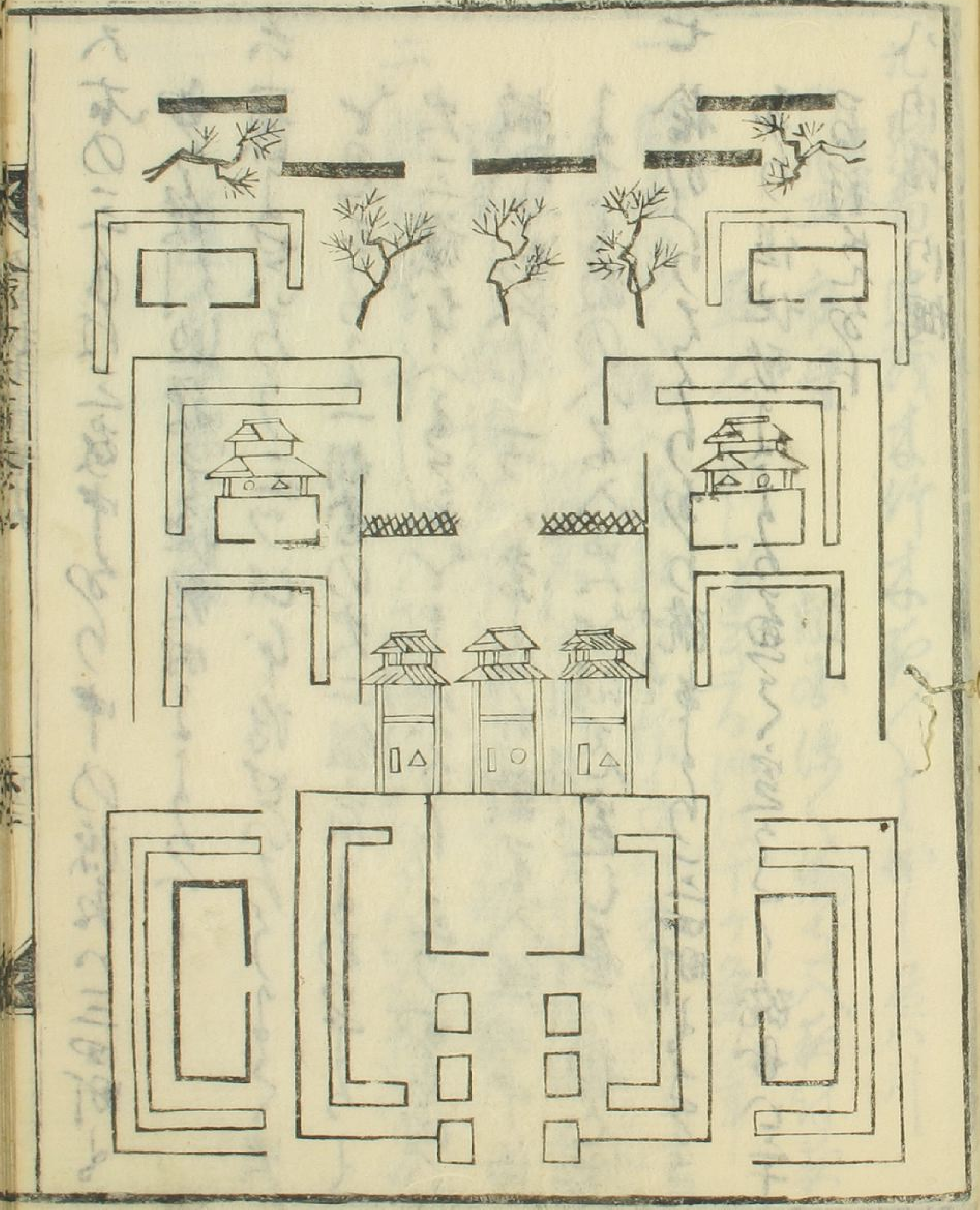

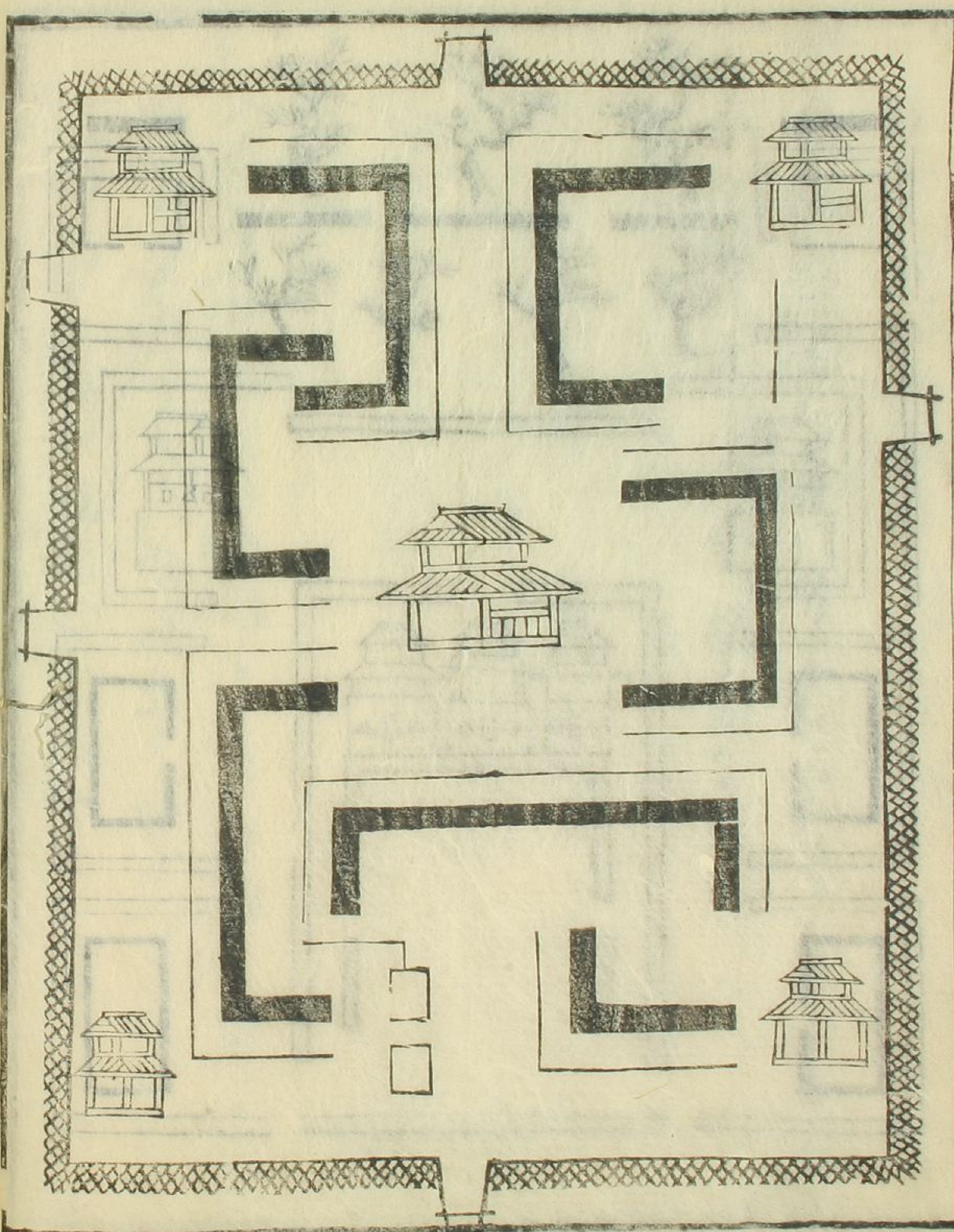

又右の三ヶ所は二段中なり中の陣取ハ三四町よ
り敵引出張之地形附まるへし

六 一陣まセいろう三ツ也其除セいろうまてに次
とみゆるゆへ一柵営の次二組所まわりてあるへし
次三旗本へまて出るを中次なり三ツ旗を問ハ
敵入と知るべし一ツハ常なり敵不入組の中備
までも敵の人不入次人を防見ん定也屋ハ類ん迄

七 捨なりたるなり退地形により跳事より二三四町をささ
なり組地形によりて国へ定めて跳出ハ二十

八 内堀　内柵
習詳なるなり

九 張番　逆茂木竹木植くまなし昼ハ門
○晝本弐五　夜守　敵来除く働き入致討殺
軍士ハけしきまぎる備法十ケ条の事

一 敵来除く働入陣取へき備子ハ方向の或書方円と
主陣単書の陣取を開ほかりを絶張番
本営を不知戦出し相図をもって可防ぎ出入事

二 陣取定まりてよりさはけちりむ去弁のるか

遠去居要害圖

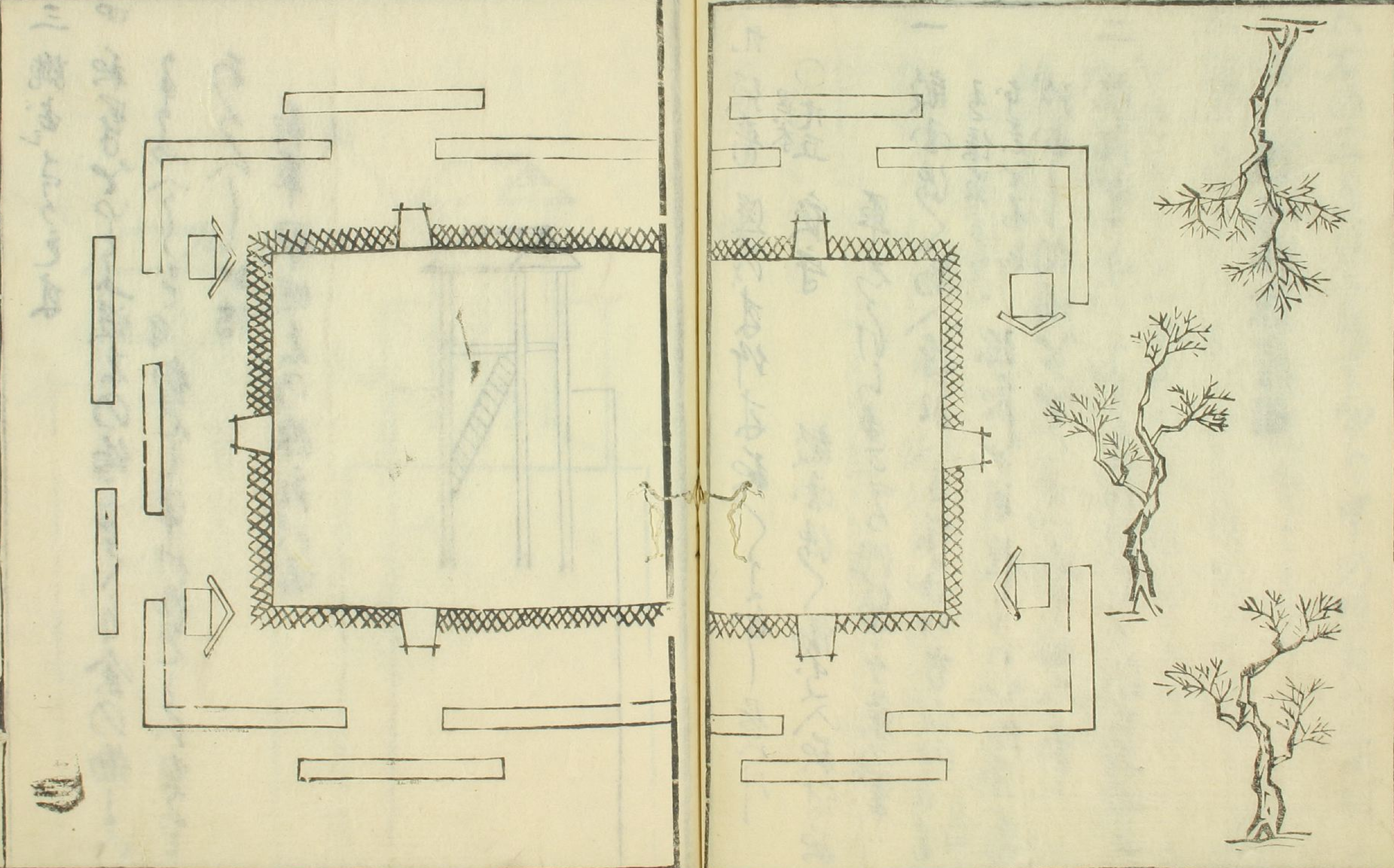

三 跪座之さうとま

四 殺生といふハ役者の働をなく自余の働ふれハ

まゝめへつまて付 拵へんと常れ拵へんとハ替るを

あるへし口傳

殺生厭役者の陣取の圖

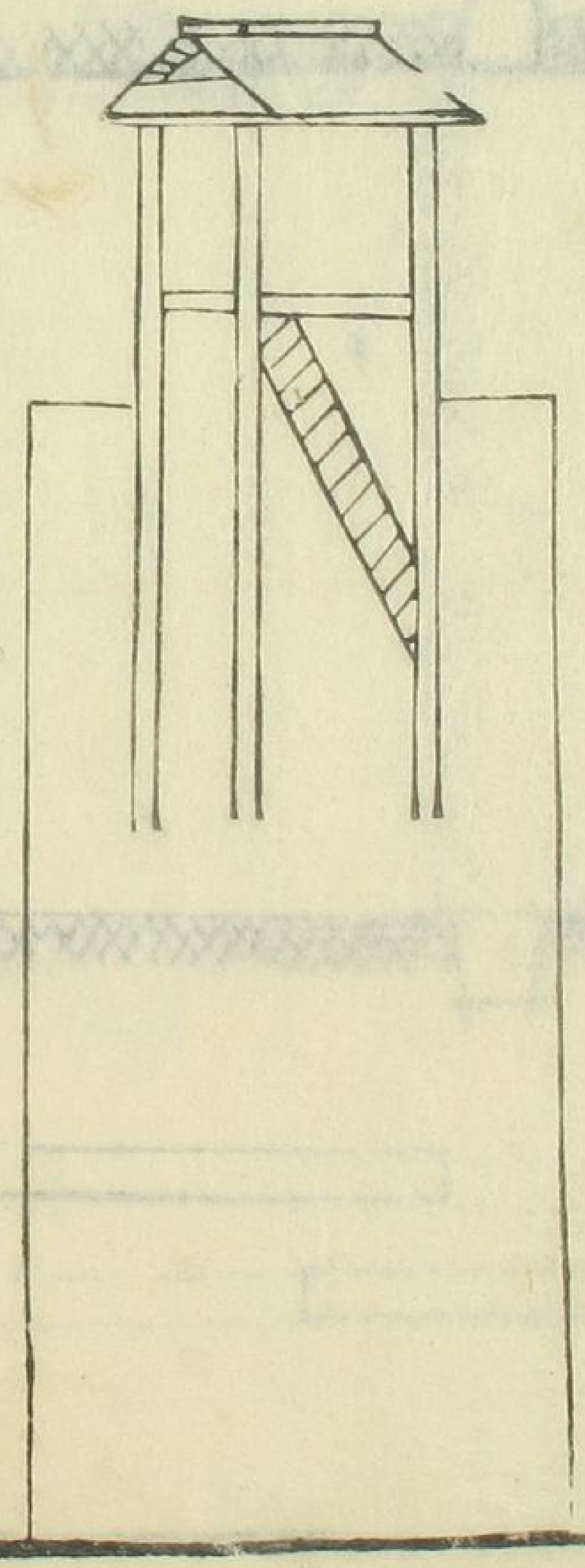

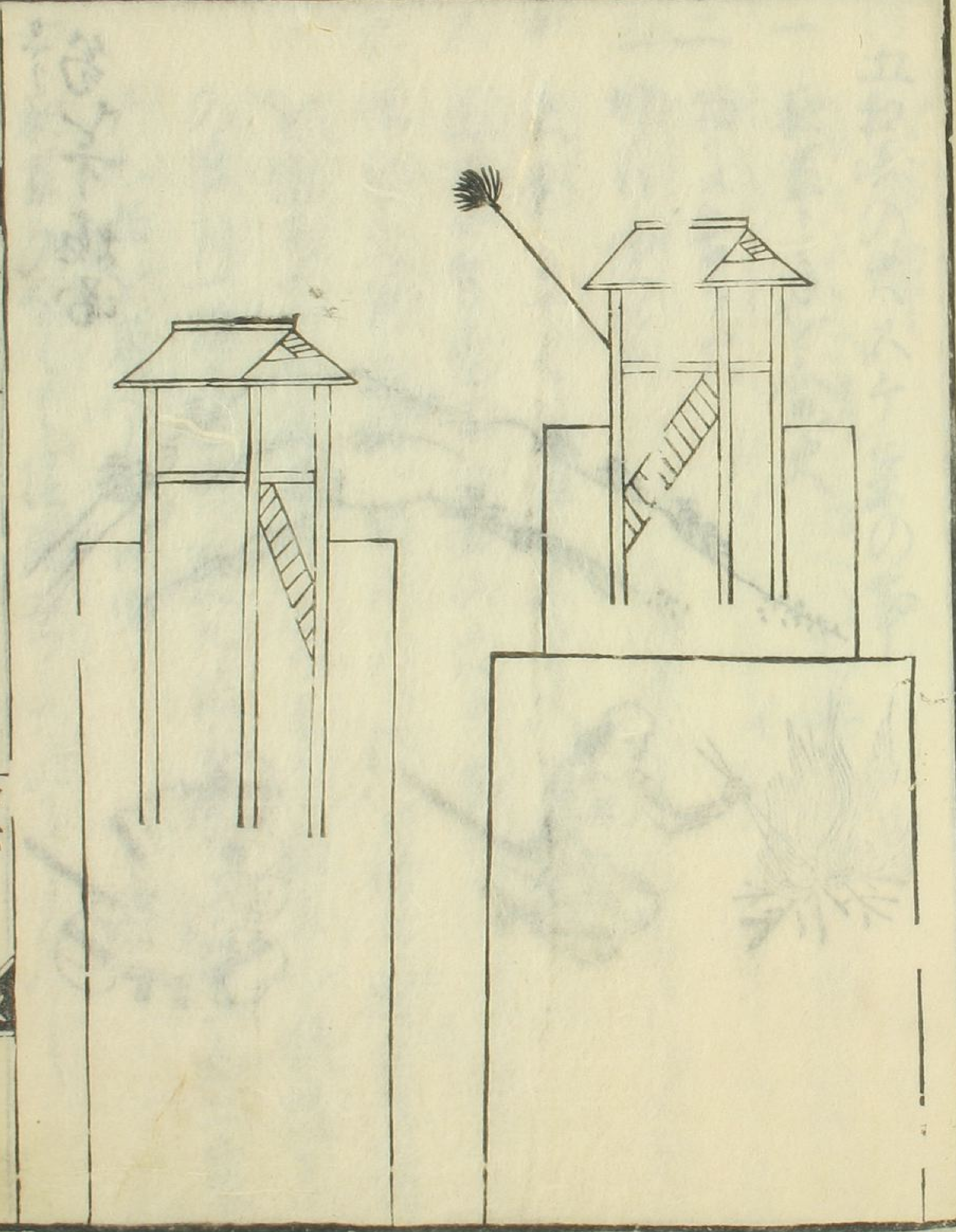

篝を下焼図

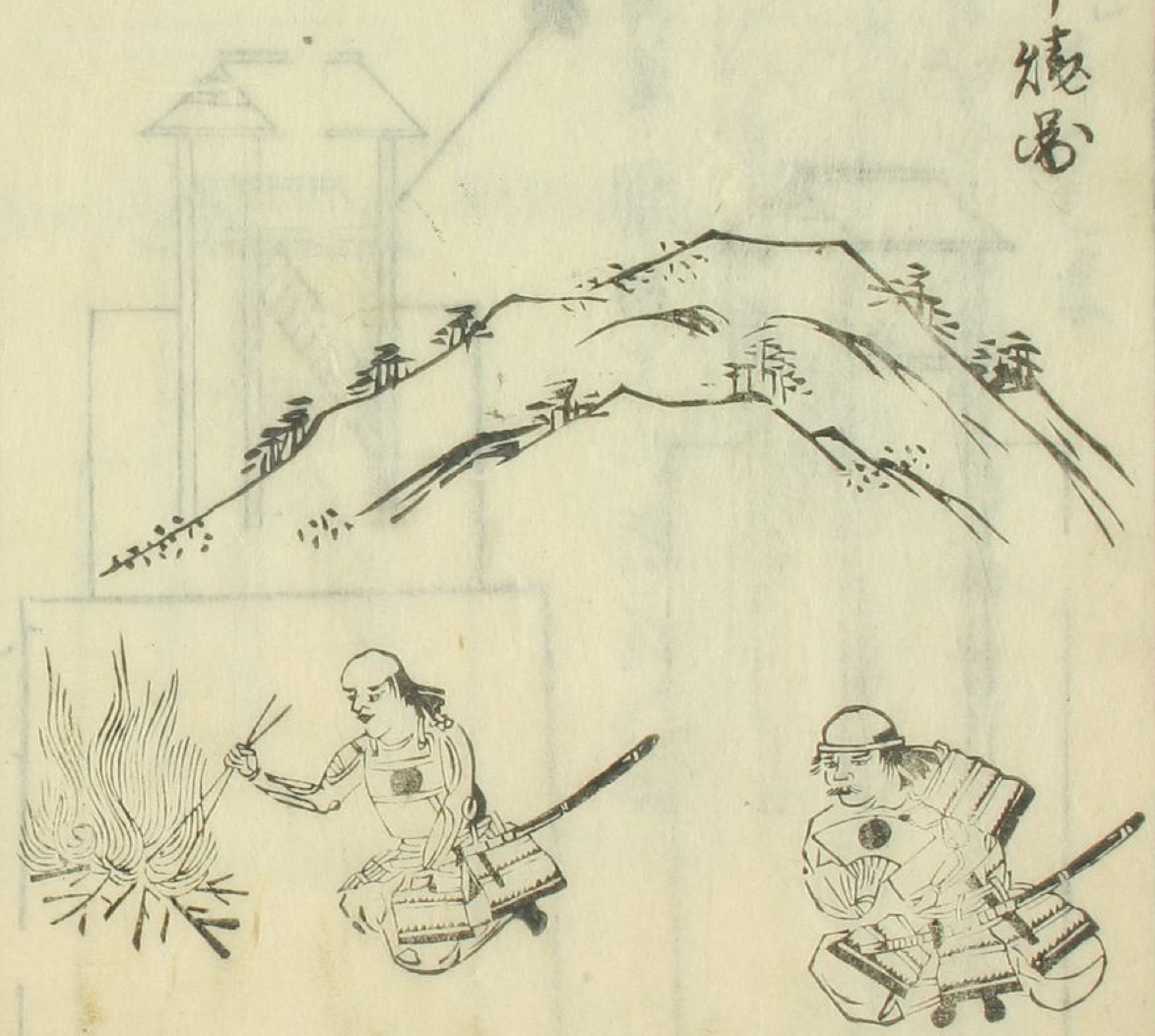

○五ね寄の火又ケ条の事
一 秋軍くと合火
二 ね寄告る火
三 切り續き
四 矢倉よても陣屋よてもへ不入火
又 陣屋四方ね寄の火の事
六 陣方大軍の時ハ敵の人数を積り對査の後
と作りて三所三所三ツまりよ秋軍と厭候もの
の陣ニ一陣よ三ツ充九線まへし各一向二裏
乃んね寄と用へし 口傳
七 秋軍のかくし陰陽二ツを時よまるへし

八 敵合戦大軍とハ敵の城を責落す時敵良将ハ
しも諸侯法を用ひ城攻掛なく或ハ境目の城
に籠り兵将を籠置時分を待て後詰の敵
ある事多しときハ二の合戦ハ大軍
の方放軍数の利地にたて足をとゝめてハ其手に
對陣の備にわたりしてハ利をとる事なるへし
口伝

九 右對陣の備を用ひ敵軍をまもるに一二三
の備を定め其手を先として兎を後として至
敵大将合戦をおこし一向二重三段三所乃ん稽
を用事

十 備の敵によりて重き所を考るへし

○十六 敵軍 敵討 敵迎の分三ケ条付 異本敵
守るへし

一 敵軍とハ 惣軍なく大合戦をなすものをいふ也

二 敵討 異本ニ一備二備まて討て對陣の時ニ
一手二手まて一陣も二陣も取計先を立て敵軍ニ
仕懸ての勝負をすると云

三 敵迎 たとへハ境目の城なとへ敵の攻合する
に敵兵を宿陣へ忍ひ入て鉄炮放火等をして味方
を敵迎と云

異本 夜守 私云夜守ハ夜軍ヲ防（フセク）法也

八行ノ營ヲ用ユケタニニカキアケ　遠土居　逆茂木
アルヘシ　夜軍イトフ役者　捨篝（ステカヾリ）　本烽（ホンカヾリ）　同ク焼作法
相圖之火　手ヲ合スル火　兵ニ告ル火　カヽリタイ一ツ　入不入火
常蛇之首尾　各夜守ル法也
一　○廿七　覆伏七ヶ条のこと
一　大くゆり小奸といふことは先大かまりといふは孫子
に戯験者覆覆也と人数千二千又千返しの数
場ふかりて繞さしおとして陰の伏陽乃伏の
手分わりて句編勝戦をふるゝもあり
二　小くゆりといふハ伏のことあり孫子に多の匙者
伏ありと人数ハ百二百又百までゝあり指揮さ

されて袖中笠下などのおほ下とも又敵多方起
りぞに伏兵ふ起る時不意よお合にハ折衝をも勝を取するもと
三　小迎合よ地形下するよりは駆奸（カヽリカマリ）
四　飯とせめようかいるんくゆり
又　伏くゆりの道順ハ毛よまりてうぐわそこと
りて君のそてひふ遠するすし
六　捨くまり
七　八重くゆり
○異本　廿八　覆伏戦　私云覆伏戦ト云ハ兵ヲフセ人数ヲカクシ俄ニ発シ急ニ撃ヲ云ナリ
覆兵ハ村カヽリ里カヽリ等ヲ云　覆則其人衆ト云
伏兵ハクサカヽリフシカヽリ等ヲ云　伏則其人ナトト云

伏兵ノ有無ヲ知　鳥獣ヲトヾロ野虫不鳴　草木不動人馬有跡

覆兵ノ有無ヲ知　分限離平将　進退静無声

覆伏ヲ防　曽場闘声　進退當テ

ミル陰陽

私云如此ノ事品々有リ皆是武功ノ用ニシテ真實
ノ道理ニアラス兵ノ真實ハ唯本合神心ヲミルノ
ミ

生云兵の真実も事業ともあるよまわりな合神心とやらんと謂ちる聖学ともへし

覆伏之本意ト云ハ其敵ヲカクシテ俄ニヲコリ
其不意ニ出テ不守所ヲウタントナリ我方因
ノ備ヲ用レハ常ニ不守トコロナシ神心ノ曲尺ヲ
ハヅサス視観察ヲ以テミルトキハ不見所ナケ
レハ何レノ所ニカ敵兵ハヲカクスヘキ

生云かやうの微妙ハ佛の神通

方便かとてもよ何よりも学ぶ者ちからさず目につけてすし是真實ノ覆伏ヲフセキ
伏覆ヲ用ル法也

○異本 廿九 覆伏の事

覆兵と云ハ人数千二千或ハ二百三百計も林
又村里山陰なんどにかくし置てそれをそのしよ
をも池沢などうちをかくりありと云なり是覆
兵なり　村のまわり里のまはり　捨かまり　何れも
同し儀なり

○卅 同 伏兵の事

伏兵と云ハ人数五人十人廿人卅人許伏野かやうのひざ当なんどの内にかくれふして敵の

つりひまいは物見武者なんどの来るを待て討
之伏兵と云也されバかくれゐるかくれゐる
なきとふせるをいふ皆同し心なり是伏兵
なりと口傳　兵法ニ曰覆則其人衆伏則其人寡
ト云是也

○爪一同伏兵の有無を知ル五ケ条ある事

一ニ伏兵ハ地形を考る事　兵法ニ曰軍旁有険阻
潢井林木蒹葭翳薈者必謹覆索之此伏姦之所
也ト云々口傳

二　むれ立鳥の時ニ敵放して鳥獣驚くる事　兵法曰
鳥起者伏也獣駭者覆也ト云々口傳

三　草木の氣色あやしかる事

四　野虫不ル静事

五　人馬の足跡を見る事

○爪二同山林村里険阻林木に伏るゝかくし兵
の時ハまかりハ有無をさくる様ハ又ケ条
ある事

一ニまかり場所たる所の事

二ニ先物見して又引取様をある事

三ニ時の声ある事

四ニ鉄炮并ニ火矢の事

五ニ霞兵伏兵の有無を知ル事

○爪三 同 霞の有事と知へき事 又ケ条のうち
一 敵地へ御入りて敵地より附切事を指て守るに
とまるとき附敵の人数おほく 陰ほきてこそ人数
積りしてもきくおもきるわるべからず人数
二 を切事を言くさていて御やとるそ不及なり
とあり敵わるべからずへき事
三 我敵して引入敵霞わるべからず人あるなり
四 少勝すく深く御敵りよくきよく及ほあるなり
又 静かにて不覚を敵より深くまるべからず
○爪四 同 他国へ御入りて其国の境目に居をる者
先陣の将としてを添二ケ条のうち

一 境目に住居る者は他国の案内よく知りたるなり
故よつて守るに用ゐらず事になり
二 敵のちから縁の者は傍らのくりてこそひとつなり
三 る者とせんまして、堪地住居して御くに入べ遊心の
恐るべし
右名口傳 口云本書の義とこそまちかして類
とあれども下は論きるするし御もむ云
は遠の事とは不審あるのと
異本 ○爪又 川戦 私云川戦ト云ハ川ヲ隔テ戦法ナリ
川ヲ前ニ當テ陣クニハ川岸ニ備ルコトナカレ岸ヲ
去コト其度量ニ随テ五町六町或ハ八町九町

モ間ヲ置見切所ノ高キニ可備敵越來ルトキ半
分陸ヘアガルヲ撃ヘシ足軽ノ兵ヲ進テ川中ノ
敵ヲウツヘシ遠候ノ備伏兵疑兵アルヘシ
各川ヲ越來ルヲフセク法ナリ
我川ヲ越テ戰トキハ利ヲミテ渡三軍ノ備ヲツク
リ一軍ハ敵ニ向両軍ハ川ニツウテ渡ヲ來敵四
方ヲ守トキハ其瀬ヲハカリ我軍ヲアツメ對
重ノ備ヲツクリ三軍三度常蛇ノ首尾一向
二裏　各川ヲ越テ戰法ナリ
○墨本 爪六 川を前に當て防敵不ヶ条の事
一 河岸に備をそへて敵を渡さす取ハすくろ口結

二 河段さまゝ人数の大小によりて或ハ十町
或ハ十町余も川て見切所の地形をはかり
敵の川渡らし來るを可相待事
三 足軽の備を出して河をこへ後敵の川をこへ
來るをとらへしむへき事
四 遠候の備を用ゆへき事
五 ふく兵の備をかくし置へき事
右河を越して來る敵をふせくへきあらまし也
○同 爪七 河を越て我或切入ケ条の事
一 先て可勝の理を不見時ハ不可渡事
二 吾備を分て三軍となし先中後と分て敵の気

二 とうかひ二軍ハ川ニ臨て渉りを求め着レ利ニテ
可渉事
三 一向二裏のんは可ヲ之事
四 長蛇の首尾をす用る
五 敵可四方とまかりて防くハ人数可ニスクナル我人数
大勝かしが對壁の揺を用二二四九終戦後の一字ヲ
とかし二三軍二度ヨ渉しハ可ニ是ヲ料事
右何箇條越てそうふの法なり
同
○九八 放火自焼 私云他国ヲ焼ヲ放火ト云自国ヲ焼ヲ自焼ト云
一 家二軍アリト余所ノ味方ニ告ルトキ焼 後攻ノ時合
リノ火 張敵ノ左右後ヲ焼 籠城ノ時城下ヲ焼 威勢

ヲ発シテ敵ノ氣ヲ大ニ奪タメニ焼 敵国ノ民ヲナヤマシ
居ニ苦シメンタメニ焼 一ニカヲヤキ敵ヲアツメツノ
虚ヲウツ手段ニ焼 敵味方細アルトキ相圖ニ焼
各放火自焼ノ法ナリ
同
○九九 放火を用る法八ケ條の事
一 家ニ軍ありと余の味方ニ知らしめんとならは
時ニ用る事
二 敵味方厳しく九時相當ニ用
三 敵我可の城を責ル時味方後詰ニ出て早く
城中ヘ力合をんとなる時ハ敵の後成簇ゆへ
四 我威風を發して敵の氣をうばハんかため

同也
五ニ 我籠城の時城下を自焼せ
六ニ 敵来れハ人民を脳乱せまぬ居りよ苦しめんためよ
同也
七ニ 敵ちて不動時ハ右八敵火を
八ニ 一方を敵火し敵をわけめを塵を打つよ用
右各口傳
同
○四十 對陣の術式ハ籠城の時ハ諸軍勢よ兵粮を渡せと武功三ケ条ハ事
一ニ 兵粮ハ一度よ渡ちるを知れ 口傳籠城の時ハ人々一人ノ食ト遣ス方なり
二日のかよ不可過る事

二ニ 食様のつもり人数十人ニ付一日ニ米壱升味噌二合
塩一合を用朝二合又夕夕飯ニ二合又夕中食二
合又夕也諸て二合又夕を不時の食とまへし口傳
三ニ 食物を可調拵ハ朝又合の飯ハ仕所し二合又夕
を食ニ二合又夕を諸ミて昼二合又夕を飯とし朝よ
諸ミを去りくす昼調ふるといふ夕よ去りくし又
晩よ二合又夕を食よ調候中ハ食とす口傳可
有事
同
○四十一 凱声(ヨキノコヱ) 凱軍声ヲ發スルヲ時声トモ云也
城ヲ攻(セメ)邑(ユウ)ヲ破ルガニ用 敵陣強(ツヨク)シテ進カタキ時ニ
用 西ヲ撃(ウツ)トキ東(トウ)東ヲ撃トキ西ニ声シテ敵(ハシス)

先鋒危キトキニヨリ聲ヲ發ス　夜軍ノ時
中軍ヨリ声ヲ發ス　変軍ヒカヘ軍　迎備時
聲アリ

各凱聲ノ法なり

同
○四十二 戦の時うきれ聲とあくる法七ヶ条のうち
一 大軍をは微伏備責にせしむるの時に用
二 敵の味城つよふして取かたく然ときは
時に用
三 敵の西よりうんと云て時東よりせんと云て
時ハ西ニ声ヲあぐ
四 おのおの然て我りと我わやく其時二より揃と打時
に用
又 二より揃と打むとする時敵の不意より偽り
の時ハ時声と用候なり
六 夜軍の中軍に時声と發と
七 夜軍乃後ろへ軍むかひ備に時の声と大かた
くのごとし　合口伝

同
○四十三 八字ら之事
擽 揚 鏖 賍 擒 縦 與 奪

同
○四十四 大勢八陣界之事
擽　かそかる
揚　あぐる

㢈　かゝる
照　てらす
擒　とりこにて
縱　ゆるして
與　あたふ
大集　あつむ
右各口傳　眼見東南意在西北
同
○四十又　十過之事
勇而輕死　急而心速　貪而好利　仁而不忍人
智而心怯　信而喜信人　廉潔而不愛人
智而心緩　剛而自用　懦而喜任人

同○四十六　五敵之事
強敵　破敵　弱敵　剛敵　若敵
同
○四十七　五性人之事
木性　火性　土性　金性　水性　生云外此為魂
と集て身躰をまもらしむるハ日蓮黨の三十番神
我寺よあり他の社家をへうつもとのましむる
といへり
同
○四十八　賞罰　私云賞罰ト云ハ善ヲス丶メ悪ヲコラス法ナリ
賞ハ信アルヲ用罰ハ必トスルヲ用大ヲ罰小ヲ賞
他切ヲ賞法外ヲ不賞無法ノ賞無法ノ罰
私云主将タル人ハ時ニ随其心得有人ノ心ヲ知テ

願ヲ二テ介ヲハカリテ財宝ヲアタヘ所領金銀
高位大官ノ約ヲナス如何ナル寶ヲモヲシムコト
ナカレ但賞スルトキハ亦乱ル丶コトアリ取捨ハ二ヲ
捨二ヲ取弱ヲ捨強ヲ取世治テ後約ヲ異ニス
忠ニヨリ器ニヨリ賞ヲアタヘ科ニヨリコレヲ誅ス
抑揚褒貶ノ謀アリ微眇ノ智恵ヲ以テコ
レヲナスノ謀略ナリ言語ヲ以テ傳ヘカラス以
心傳心スヘキノミ　生云訐シ偽わり行必ス果さと
まん人碌々從小人哉とゆうけ俗多るれハたてうく
賤しきやせ治て狗と異りなするハ夜の兵家
よもも臧ハ不寰りよわもともるれハ是りよも遺

猶但然とも罷道之と然るいりと民かも在也とて發
明さるにも猶何そ軍と常と道ニハ阿りんハや然
法よも軍容不入國とおりて軍心不入國に
いるるこ和と國容の夜尉とぬりて軍容の甲冑
よすゝのますそ

同

○四十九　用恩　私云用恩ト云ハ万事ヲ恩万事ヲ用ル法ヲ云也

老將ハ若キヲ用

私云天地神明ノ道ニカナフハ老將ナリ物ニ推移事ニ随テ能當然ノ道理ヲ用ヲ若キヲ用ト云也

若將ハ老タルヲ用

私云智將古ヲ師トス兵法曰三略爲衰世作ト云是若將ハ老タルヲ用ト云ナリ

盛將ハ老若氏ニ用

私云盛將ハ聰明聖智ノ良將也兵法曰使智使勇使貪使愚ト云此心ナリ

古ヲナシテ新ニ用　私云天ハ覆テ外ナキトクアラハス明君コレヲ體トシテ国家ヲタモツ地ハノセテスツルコトナキ理ヲアラハシ良将コレニ法テ社稷ヲ守リ方円神心ノ曲尺ヲ用テ様子ニシタカフ是皆古ヲナシテ新ニ用也

新ヲナシテ古ニ用　私云変ハカキリナシトイヘ共能當然ノ道理ニカナヘ其事ニ随テ用ルトキハ事ヽ成就スキハマリナキ変ニ應スレハ其様子又一様ナラス新シトイヘ共當然ノ理ニ随フハ万代不変ノ法ナレハ古ニヨルト云也

江河ヲ看トキハ不流コトヲ思ヘシ　私云水ニ流亡ノ失アルコトヲ云ナリ

火ヲ看トキハ家ヲ焼ヘカラサルコトヲ思ヘシ　私云火ニ焼亡ノ失アルコトヲ云ナリ

人ヲ使者能ヲ看出サンコトヲ思ヘシ　私云人ニ必其得タル所不得所アリミタリニ是ヲ使トキハ其人ヲソコナフノ失アルコトヲ云ナリ

国ヲ取テハ必亡国ニナサヽルコトヲ思ヘシ　私云安ニ居モノハ危キヲ忘ル失アルコトヲ云ナリ

兵ヲ用ハ不負ニシテ終ニ勝ヘキコトヲ思ヘシ　私云小利ヲ貪ル者全勝ヲシラサル失アルコトヲ云ナリ

同 ○五十 大將五用之事

一 老將ハ若キヲ用ル事

二 若將ハ老ヲ用ル事

三 壯將ハ老若ヲ俱ニ用ル事

四 爲古用新事

又 爲新用古事

同 ○五十一 大將五思之事

一 背江河則須不流思事

二 背火則須不可燒家思ル

三 使人者須着出其能思ル

四 取國者必須己國可思不成事

五 用兵者須不負終可勝思事

同 ○五十二 用間行人法

兵法曰凡興師十萬出征千里百姓之費公家之奉日費千金内外騷動怠於道路不得操事者七十万家相守數年以爭一日之勝而愛爵祿百金不知敵之情者不仁之至也非人之將也非主之佐也非勝之主也故明君賢將所以動而勝人成功出於衆者先知也先知者不可取於鬼神不可象於事不可驗於度必取於人知敵之情者也

私云用間行人トハ外ヲ知内ヲフセク法ナリ

同 ○五十三 五間之分

因間 因其鄉人而用之

内間　因其官人而用之
反間　因其敵間而用之
死間　為誑事於外令吾間知之而傳於敵
間也
生間　反報也

〇五十四　五間之事

一曰因間　二曰内間　三曰反間　四曰死間　五曰生間也

五間俱起莫知其道是謂神紀人君之宝也

一因間者因其郷人而用之　因敵国郷人知敵表裏虚實之情故就而用之可使伺候也此杜佑之説也　亦曰敵国人用之謂以恩禮厚撫持俾為我用也此張昭之説也

二内間因其官人而用之　因在敵其官失其職者若刑戮之子孫与誅罰之家也因其有隙就而用之此杜佑之説也　亦曰敵国之官或怨罪廃或貪妾失寵或有人不任用或翻覆好利者皆可密陥通情俾以敵之陰事告我也此張昭之説也

三反間因其敵間而用之　謂敵間来視我知之因厚賂重許反使為我間也此杜佑之説也
亦曰敵使間伺我知之佯以偽事泄於外令敵間得之以誤敵故曰反間此張昭之説也

四死间為誑事於外令吾间知之而傳於敵间也謂
作詐任之事於外漏泄之使吾间知之吾间至敵中
為敵所得必以詐事諭敵敵從而信之吾所行不
然间則死矣杜佑説也　亦曰死间者為誑事於外
令吾间知之以傳敵间者聞而傳於敵欺之云造我国
陰事令泄於间又泄之於敵间則我偽事聞於敵終
無實而敵间誅也此張昭説也
五生间者反報也故三軍之事莫親於间謂擇已
有賢才智謀能自開通於敵之親貴察其動静
知其事詐彼所為已知其實還報故曰生间此
杜佑之説也　亦曰内明外朴之人深心難見敵国

我国皆可往来间事如晉伐原々不降命去之
諜出曰原将降矣此生间也此張昭之説也

同

○五十五　行人

私云敵国ノ人来テ觀釁於我コレヲ賂テ其事ヲ
倒ナラシム敵ノ亡官者罪ヲヱテ来奔於我ソノ
爵ヲ高シ其祿ヲ重シ其コトハヲ察シ其事ヲ復
シテ實而任之虚而誅之以テキヤウトウトナス
吾行人ヲシテ敵国ノ君左右ノ執事孰レカ愚ナル
中外近臣孰カ貪孰カ廉ナル舎人謁者孰レカ君
子孰レカ小人ナルト觀セシメワレ其情ヲ得テ因
テ随之吾事ヲナスヘシ三軍ノ密ナル者行人ヨ

リ密ナルハナレ行人ノ謀未發ニシテ有漏漏者告者皆コロス謀之日其藁ヲケツリ其草ヲヤキ其口ヲ鉗其舌ヲ木ニシテ内謀モラサレムルコトナカレ鷙隼ノ重林ニ入テ其アトナキカコトク游魚ノ深潭ニ入テ其アトナキカコトシ離婁俛首其カタチヲ不見師曠耳ヲ傾トモ其コヱヲ不聽カコトクスト云々

是行人之法也

陰書　陰府　一字　陰著倒（カクレチヤクトウ）　食物金録米銭

音物　音信　大扱

○五十六　針箋文謎やうのこと　生云遠路の方へ往人

文戦国よりは敵へ大事ひそかに申時の為信云

攝法の故ハよ用ゆくとあり

七字の事

いろはにほへと　ちりぬるをわか　よたれそつねな　らむうゐのおく　やまけふこえて　あさきゆめみし　ゑひもせす　人の數わりまりほりに一字

と用とあり

○五十七　一字ある事

異

陰府との　重との　トノ府

○五十八　隠しちやくさう二ケ條の事　生云此三條ハ

身方の中へ書やるものとも敵方へ落て見られ候事を隠す為也と今云ふ計策の事まで入る事に候也

一　敵よ書状を付行方不知まて行ものなり

二 食物のこと

三 引出物は金銀米銭とを用ゆること

同 ○五十九 燃と責る計策三ケ条の事

一 敵をと責るには好食物を寿いは異高経時乃和

修そのにかりとなりけるを

義経公九百騎乃中に

一 其後もけいきといれて貴様へ

かうともかくもうらひはわり

一 いくさひと敵の陣へいるたりや

酒さかなを送りけいさくをなせ

一 いかにとして其のうちたたかひの

いそくるやうにかくらく候へ候

二 りめしきつかくすいは大わいのこと

三 味方とへみる事

私云孫子曰昔商興也伊摯夏ニアリ周ノ起也呂牙高ニアリト云孫子ノ意伊呂ヲ以テ高周ノ間臣トスルニハアラス其コヽロヲサニルトキハ君子ヲ生コヽニタルヽトキハ小人ヲ生ス高ノ方ニ真ルトキハ伊摯猶夏ニアリ初高ノ故臣ニアラス夏用コトアタハスシテ高用之此高ノ所以真ナリ周ノ真ルトキ呂牙猶高ニアリ初周ノ故臣ニアラス高用ルコトアタハスシテ周用之此周ノ所以

與ナリ湯武仁義挙ナリ伊呂王者ノ佐ナリ使
其資間以成功則後世何称焉然以孫子之意コ
レヲ求ニ既ニコレヲ以ニハ言之用間則其間タルコト
必矣ソレ世ノ所謂間者ニコトニ有間其君者有
間其臣者有間其親者有間其貴者間其能者
間其助者間其鄰好者莫非間也而古人用間ノ本
意ハコレニツキスソレ間ハ本以テ敵人ノ情ヲミル
孫子前ニ言先知者不可取於鬼神不可象於
事不可驗於度必取於人知敵之情者也古人
間ヲ用ルコト惟欲知敵之情則伊呂之在夏商
其亦敵ノ情ヲミルコト深矣ステニ其情ヲ有間ヲ

用ルト何ソ異ナランヤ故昔商ノヲコルヤ伊摯夏
ニアリ周ノ興也呂牙商ニアリト云也伊呂夏商
ニアル用間ノ人ニアラストイヘトモ敵ノ情ヲ知コト
深シテ用間ノ實ヲエタレハ孫子用間ト云也
又曰故明君賢將能以上智爲間者必成大功此
兵之要三軍所恃而動也ト云水ヨク載舟亦ヨ
ク覆舟或ハ間ヲ用テ以テ成功或間ヲ憑テ以
テ傾敗ス遂ニ間ヲ以テ下策トス然モ孫子之十
三篇終之用間ヲ以スルコトハ亟輕之也蓋重之
也凡戦ヲ用ルコトハ敵ノ情ヲ知其ノ様子ヲ不知シ
テハ全ク勝ヘキハカリコトナシ然ハ間ハ用スシテカ

ナハサル義ナリ用間而能成功者間ノ罪ニアラス
不得其人ナリ蓋有過人之能者然後能爲過
人之事有過人之事者然後能成過人之功上
智者過人ノ能ナリ間ハ過人ノ事也必成大功
過人之功也是功也又豈城ヲ攻地ヲ略旗ヲ搴將
ヲ斬ニ比哉其大也アケテ言ヘカラス上智ノ間
ハ伊呂而後可也伊呂高ヲシタメテ周ヲナス其功大
ナラスヤ兵ノ肝要トスルトコロ間ニアルノミイカント
ナレハ間ハ能敵ノ情ヲシリ敵ノ虚實ヲハカリ
敵ノ動靜ヲシリ敵ノ表裏ヲシル如此ノ義ヲ
知テコレニ随テ全勝ヲトケテンカタメナリ故ニ孫

子是ヲ重シテ用間ノ法ヲ終ニヲク或ノハ向間ヲ
用テ敵ノ情ヲ知ルノ作法ハ先其国ヨリ来ル出家
或ハ町人百姓ニ到ミテ其分限ニ随テ金銀ヲアタヘ
恩ヲミセテ後其國ノ風俗主将ノ善悪地形ノ利
不利ヲタヅ子テ随之手段ヲモフケ亦ハ敵國ノ主
将ニツカハレタルモノヽ機ニチガヒテ官ヲウハヽレ寵
愛セラレタル官女ナトノ寵衰テ恨ヲフクム者
ナトヲカタラヒヨイテ其ヒマヲウカヽヒ或ハ我ニ二
心ナキ者ヲイツハリテ追出シ敵方ヘツカハシテ其
内ヲミセシム是用間ノ法也ト云然ﾄﾓ我コレヲ不信
ナヲ疑アリイカントナレハ元来敵方ノ人ナレハ敵

方ヨリ來ル間者タルモシラス罪ニアタツテ其國ヲ追出サレ或ハ衰テウラミヲフクムト云モノ猶虚實ハカリカタシ我ニ二心ナキ者ヲヱラミテ間トナスモ亦其者ノ賢愚ニヨリテ誤聞誤知コトモナカラシヤ此義如何　答間ヲ用ルコト兵法曰非聖智不能用間非仁義不能使間非微妙不能得間之實ト云云微妙ノ智惠仁義聖智ノ人ノナス所ナレハ致ヱノベカタシ然ハ良将ニアラスシテハ全ク間ヲ用ルコトカナヒカタカラシカ然氏ヲシテ謂之ハ常ニ兵法ノ心懸アリテ方四神心ノ尚尺人ヲ守リ此ヒ私欲ノ心ナク兼テ聞廣ク見視觀察ノ道理ヲ以テ本ヲ

タヽシ終ヲハカリ抑揚褒貶ノ謀略ヲ用眼ニ東南ヲ看心ヲ西北ニ置捨テ用用テ捨久クナシテヲコタラスハ人ヲ間スルモ危キコトナク人ニ間セラルヽコトナカランニ是用間ノ法也

又云仁をもて不仁をうつ是を微の軍法といふ

詩ニ曰東征西夷怨南征北狄怨曰奚獨後予攸徂之民室家相慶曰徯予后后來其ハ蘇

かくのことく敵国の民も皆間となりかれの法たりもしてかと経まての盗賊となり盗賊として盗賊とうつ是よくさきん事わまし士のんなりんや然ハかくの軍法用ゆまてきさるなり

同

○六十人用捨

私云人用捨ト云ハ其カシコキ人ヲハトリ其ノ愚ナル者ヲハ捨ヘシト云ニアラス人コトニ其得ザル所亦不得所有其得タル所ヲトリテ用レハ一〻人𪜈ニ善人トナル是故ニ其不得所ヲステテ其得タル所ヲ用テ其役人トナシ一〻人𪜈ニ善人トナシ人ヲ不可捨ト云儀ナリ

兵法ニ曰使智使勇使貪使愚智者樂立其功勇者好行其志貪者邀其利愚者不顧其死因其至情而用之此軍之微権也ト云云

同

○六十一　将ニ可用人五人

智　信　仁　勇　忠　口訣約ヲ異ニスル五人殊ニ不審ナキニ非ス此文ト一ツも義ノ者ハ的と違ふるヲ
あまし ありし ハ此書の用まへ云まし ゆゑ

同

○六十二　将ニ不用人五人

不智　軽薄　不功者　血氣勇　邪欲人

同

○六十三　主不持シテ不叶役人

ツリアヒノ臣　私云権衡ノ臣ト云ハ家ニヒサシキ家老ノ勇智仁信忠ノ五事𪜈ニトヽノヲリタル士ノ大将モ此人ヲ親祖父ノコトクニ思ヒ尊敬アル臣ノ支也兵法ニ腹心トイヘル臣下是也頼テ以テ謀ヲ定ル所ノ臣下ヲ云ナリ

智略計策ノ臣　私云智略計策ノ臣ト云ハ武士道正法ノ理ニ徹シ遠キ慮リアリテ思案工夫シ辯舌明ニシテ謀ヲ能スル臣下ノ事也兵法ニ通才ト云或ハ遊士ト云ヒ二アタレリ通才ト云ハ主拾遺補過應偶賓客論議談語消患解結ト云ヒ遊士ト云ハ主伺姦候變開闔人情觀敵之意以爲間諜ト云ヘ亦敵ノ情ヲ知テ間ヲフセク役人ナリ

軍配者　私云軍配者ト云ハ天文者也星辰ヲ見風氣ヲウカヽヒ時風ノ逆順ヲ察シ災異ヲカンカヘ天心去就ノ機ヲシリ吉日良辰ヲエラミ吉方ヲ取凶方ヲ捨ル役人也

郷導　私云郷導ト云ハ地取ノ案内者也兵法ニ地利ト云是也主三軍行止形勢利害消息遠近險易水涸山阻不失地利ト云也

忍者　私云兵法ニ伏旗鼓ト云或ハ耳目ト云ニアタレリ主伏旗鼓明耳目詭符節謬號令闇忽往來出入若神ト云又耳目ト云ハ主往來聽言視變覧四方之事軍中之情ト云也

算勘者　私云兵法ニ法算ト云是也主計會三軍營壘糧食財用出入ト云

水練　私云江河ノ浅深ヲハカル役人也

本道外科　私云方士ト云是也主百薬以治金

同

〇六十四 逆風逆雨之事

私云大風甚雨ノ利ニ逆(サカフ)トキハ風灰砂ヲフキアケ雨脚人ノ面目ヲ撃弓モ材ラレス鉄炮モハナサレサルモノナリミカルトキ敵利ニ乗來テウヘテハアクモ材ラレス鉄炮モ放サレサルモノナレハ利アラサル也是ヲ逆風逆雨ノ時ト云也 兵法曰逆大風甚雨之利大敗之徴也云云

守成 奇兵 覆伏兵 陰陽

各逆風逆雨ノトキコレヲフセク法也

同

〇六十五 退追 私云深ク動キ入敵ノ足ヲトフラヒキトリ或ハニクル敵ヲ追ウツ法ヲ云ナリ

敵ノトサヘ堅固ニ引ニハクリ引ヲ用敵ヲトサヘル備アリテ引取トキハ足早ヲ用ヲサヘル備ナクシテ引取ニハ静ヲ用捨カヘリヲ用 序破急ハ時ニヨリ所ニヨリ敵ニヨル要害ヲカニヘ道ヲ絶切火縄見セ旗小返必死帰生 引取敵ヲ堅固ニ追ニハ備數多ヲ用 殿ノ備アリテ後軍ヲ慎返レハ止リ北レハ追覆伏兵ハヲツヽシム序破急ハ様子ニヨル

各退追ノ法也

同

〇六十六 足軽 私云足軽トスハカロキ動ヲ云又弓鉄炮ノ若ヲモ云ナリ

小連 大連 遂足軽 迎備 警固 目明

夜討夜軍足軽 刈田乱暴 放火 自焼ヲサヘ

足軽　敵ヲ防グ心持　玉薬
弓弦矢掵持ヘキツモリ敵ノ物見振後備遠近
木竹ノミケリ場　田坳フケ池古屋敷　殿足軽

同
○六十七勝関　私云戦勝テ猶勝ヲ不失底ヲ云也

一軍勝利の以後頸帳謂ふ後方の備ゑと立切て
うしろよて實検して死之大合戦なると日并
減と翌日實検あるよゑそり其頸よ面〻
の礼など終畢事まて方付ゑく是迄首の
儀なり

首對面實検見知　私云首對面ト云ハ貴人高位
ヲウチ取其首ヲミル作法也實検見知ト云ハ我

ヨリ下ノ者ノ首ヲミル作法ヲ云也

同
○六十八首對面儀式
大將モノヽグソシヽシヤウ木ニ座ス征矢ヲ員タル武
者弓ニトカリ矢ヲ取ソヘ左右ノ脇ニ立首持衆ノ
役人ハスハタ也スヽシノ衣ニ首ヲ包トリ出シテ公
卿ノ上ニ置切口ニアヒミキ南天ノ葉アリ首ノ行
顔ヲ見衆ニ入首持衆ノ役人左ノ膝ヲツキ右ノ
膝ヲ立罷在酒一献アリヒサシク首ヲ不置大將ガ
居ツハミ尻目ニカケ首ヲ見觀念アリ　生云觀念ニ不及心ヲ正クシテ見ルヘシ
首持帰ルトキ早クシリソクヤウニ首ヲトリ罷出ヘ
シ其時左右ノ武者進出衆軍聲ヲ発ス高ク終リ

図

ヒキクノ三度アグヘシエイ〳〵アフ

○六十九　頸實検見知儀式

大將モノヽグセス牀机ニ座シ左右ノ武者有首ハ山ヲシキニスユル其外同前　生しめは首をあつることゝ

と洞法らしくいろ秀かくへあつりんよりへを

役人よ合し首よ給色なくいかの秀りよ葬めん

図

○七十　勝鬨取行作法儀式

勝トキ取行ニハ先戰勝タル先衆ヲ後ヘクリ左右脇備ヲ前ヘクリ後備ヲ左右ヘ配ス亦方四ハ行ノ陣ヲナス大將中央ニ居シ陣ノ後ニ於テ首帳ヲ調其後大將牀机ニ座シ左ニ太刀団扇アリ右ニ弓矢弓ノハ

勝軍木ニテ作之矢ハ真鳥羽常ノ矢也貝太鼓前ニ有能士抱ヲトツテ三度ウチ送貝ヲ吹亦不吹事モアリ旗ハ旗奉行旗指ヲヒキツケ旗ニ左ノ手ヲ付テシコウス采牌ハ大將持タニテ首帳讀終テ衆軍聲ヲ發ス南天ノ手水タフノ手拭イツレモ能勇士ノ役也

和玄對面實検見知ノ作法ハ近代不用之勝鬨ノ行ハ近代ノ良將信玄全集合戰ノ巻ニ委曲ナリ　循用之各有口傳也

図

○七十一　首送作法之事

首送る作法とつよハ　能武士を討れ實検をて其首を敵の親類るかへ送りよそ儀式ハ

又云武者母衣をかけハ其首を其母衣にて包又
其の武者なくハむなしき母衣にて包也摘にへル
首桶の寸法ハたかさ壱尺八寸口の指渡し八寸か
るへしふたと布二ふくを中をぬいあハせて其桶に
可張さて村かけのさかりを下さして緒也口傳
頂戴より選まる首可請取る事　付ちと事りまへし
らへ幕をうちて大将のよ物見んとわけそれより首
を見可請取桶のふたにて指まわる矢をハせまいちより切
捨てもろへし其首ハ其時の様子によるへし
口傳

異本

右條々者當流ニ用來ル所兵法ノ事也其肝要

トスル所ハ唯方円神心ヲ云ノミ古人イヘルコトア
リ君子ハ其情ヲ得ルコトヲ樂小人ハ其コトヲ樂
ト云其心ヲ不得シテ其事ヲナストキハ何事ヲ
ナスモ皆悪事トナリ身ヲ亡シ家ヲ失フ本心ヲ
クラニス本トナル其心ヲ察シ能當然ノ理ニ一カセ
テ行トキハ順逆曲直モニ善事トナリ分ニ随
身ヲ立家ヲ興シ国ヲ治民ヲ恭シ天下ヲ守ル法
トナルナリ或云盗スルモノニ其ミヤウヲ問盗人答
云盗スルコト仁義ニヨレリ如何トナレハ人ノ室内ヘ
忍ヒ入テ財宝ヲトラントスルニ其外ヨリ其内ヲハカ
リミルハ聖也入トキ人ニ先シテ進ムハ勇也ヌスミ済

シテ出ルヒキ相シタカフ所ノ者ヲ先ヘ出シテアルヒ
ノシタイテ出ルヲヨサヘアトニ出ルハ義也其スヽミ
エタル寳ヲ我一人ノ物トナサス普是ヲワカウム
仁也如此スレハ我ニシタカフ同類シタノ如此セサレハシタ
カフモノ少ク重テ盗スルコト不叶ト其可不可ヲシ
ルハ智也ト云義也仁智也トイヘ𪜈其理アルニ似テ各
其情異也人ノ寳ヲウハヒ我物ニナサント思フ邪欲
心ヨリナスニヨリテ仁義モ皆盗賊ノ法トナル

生ニ藝ニ者も又さまざまあり藝をもつて人の上をと
きんわがあらまんの邪欲よりやまざれ藝ぞ我もむつ
うしくあらざるも大かた仁義をうりて人を
ますとかりよりて盗賊の法とある　兵法トハ下ヘ

𪜈又如此ナルヘシレタトヒ国主タリト云𪜈利欲ノ為ニ
兵ヲ起シ人ノ国ヲ攻取テ我国トナサンコトヲ思或
ハイカリニヨツテ人ヲコロシ闘諍ヲ好ムハ是治国ノ
主ニアラス将士タリト云𪜈名利ニフケリ誉ヲヿカ
ヒ我立身ノ為ニ弓矢ヲトラハ是忠節ノ臣下ニ
アラス士ナリト云𪜈盗賊ノ徒黨ナルヘシ此道理
ヲ不知ハ兵法ヲ學ト云𪜈真實ノ兵法ニアラス本
意ヲシラスシテ利ヲ貪リ誉ヲ子カヒ得トコロア
ルノ心ヲ以テ是ヲナサハ兵法モ又盗賊ノ法トナルヘシ
故ニ當流ニイフトコロハ唯方円ノ道理ヲ肝要トシ
テ神心ニイクレトヽ云也神心ハ空劫ノ一理也

人我ノ情ナシ唯無為無事ニシテ毎事ニ當然ノ道
理ニシタカフヲ方円神心ノ曲尺トス多ク智廣學ニシ
テ世智アリト云方円神心ノ曲尺ヲ不知ハ真實ノ兵
法ヲ知人ニアラス是兵法真實ノ要法也莫疑 生云 異国
にハ車を以て戦ふくも用の時ハ勝大なり未練ゟ敗も
あるなりまし今車戦をゆるして騎戦よくする
るゆゑ兵術未た定まらさるゆへ今なら故のもとし騎戦
のみにして雑話すても騎士はとめくらり新田義
貞楠正成か戦ひもちらそれなりは戦騎の法を変じ
して歩戦を若と緩り陰を步一の言名をさるなり
は剰戦の謂なり今文武のたくと緩もあるなり藝ちよ
くも所てまさと急ひ高上の理をと云さ術するらく
よろなりくしてんとようとりまようの学のみも

のいきと一藝よむるしくもろわりようくれ
りのへし

異本
追テ云我流ハ方円神心ノ一理ヲ以テ始終ヲ云天地
ノ間ニアルトアラユルコト此一理ノ外他事ナシ此心
ヲ不得シテ此書ヲヨニハ前後相違アランカ聞者
ヨク其讀者ノ邪正ヲ可撰モシ無傳受ニシテイツハ
リテ此書ヲ説ハ書ノ本意ウシナフコトアランヿ事
ヲ恐ル故ニ如此後書之

信玄全集末書卷十九終